## 石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託公募型プロポーザル実施要領等に関する質問に対する回答

業務名: 石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託

番号	関連ページ・項目	質問内容	回 答
1	【実施要領】 1ページ目 1.目的	「1.目的」には、「石岡市民会館の閉館に伴い、・・・市民会館に代わり 今後も求められる必要な施設機能、規模、立地場所等に係る整備基本 構想をまとめ・・・」とありますことから、本事業の対象は、「市民会館」の みに限定されるとみなして宜しいでしょうか?	これまでの石岡市民会館の枠組みにとらわれず、事業名のとおり、「文化施設整備事業」として、これからのニーズをとらえた文化施設として検討していくため、対象を広くとらえています。
2	【実施要領】 3.業務概要-(5) 【仕様書】 第2章 全般	本業務は16か月の業務期間で、基礎調査・基本構想の策定のほか、敷地候補地検討、市民ワークショップ・アンケートの実施、民間活力導入可能性調査の実施など、作業工数の掛かる内容が多い一方、委託限度額は他自治体で公募されている同等の業務と比較して安価に設定されているとお見受けします。委託限度額の設定根拠があればご教示ください。	ゼロベースからの調査ではなく、石岡市立地適正化計画、石岡市地域 公共交通網形成計画など、これまでの各種基本計画、調査結果に基づ いて本調査をまとめていくことから、一定の範囲、方向性における調査と なります。 また、市民ワークショップ・アンケートの実施についても、市が主体と なり、受託者は支援業務として従たる業務としています。他の支援業務 についても同様の考えです。
3	【実施要領】 1ページ目 4.応募資格者の 条件等	・公告文には、「(6)公告日までに、元請けとして、官公庁発注の市民会館等の集会施設の新設又は改築、あるいは公共施設の再配置や複合化に関する基本構想・基本計画策定に関する業務について、適正にその履行を完了した実績を有すること。」と記載がありますが、「公募型プロポーザル実施要領」には本記載がありません。応募資格者の条件についてはどちらを正とすべきでしょうか。	公告文の内容を正とするものです。  石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託業者選定プロポーザルに係る公告(令和2年6月 18 日石岡市告示第 355 号)の「2 参加資格」中(6)に記載しているとおり、公告日までに元請けとしての実績があることを条件の 1 つとしています。  なお、公募型プロポーザル実施要領「4応募資格者の条件等」が、この部分について公告の参加資格の記載と一致していませんでした。お詫

番号	関連ページ・項目	質問内容	回 答
	【実施要領】 2ページ目 6.参加表明書等 の提出-(2)提出 書類及び部数- ④管理技術者の 経歴,業務実績	・「6.参加表明書等の提出」の中に、「④管理技術者の経歴、業務実績(様式第 4 号)」について、「イ 過去 10 年間に元請けとして、官公庁発注の文化施設の新設又は改築、あるいは公共施設の再配置や複合化に関する基本構想・基本計画策定に関する業務について、適正にその履行を完了した実績を有する場合は、その実績を証するもの。」とありますが、「元請」の実績がなくても、「公共施設の再配置や複合化に関する基本構想・基本計画策定に関する業務」の実績があれば良いという理解で宜しいでしょうか?	される場合は、ご留意をいただきますよう、お願い申し上げます。 公募型プロポーザル実施要領の「4.応募資格者の条件等」は、公告文
4	【実施要領】 2ページ目 5.選考スケジュー ル	プレゼンテーションについて、管理技術者の出席が必須となっており、スケジュール調整を要するため開催予定日をご教示ください。	プレゼンテーションの日程は、 ①令和2年7月20日(月) ②令和2年7月21日(火) ③令和2年7月22日(水) ④令和2年7月27日(月) ⑤令和2年7月29日(水)のいずれか1日を予定しています。 プレゼンテーションについて、実施要領の5ページ目9.(1)④説明での項目において、管理技術者の出席を求めています。この点について管理技術者は原則、出席としますが、事故、健康上の理由やむを得ない事情または社会通念上相当と認められる場合に限り、出席は求めません。 ただし、業務提案の内容については、管理技術者による監修がされていることを条件とします。
		「提案プレゼンテーション」の日程はいつごろ通知される予定でしょうか。	
	【実施要領】 5ページ目 9.(1)④説明者	提案プレゼンテーションの説明は管理技術者が行うこととされていますが、管理技術者が出席できない場合はプレゼンテーションに欠席した とみなされるでしょうか。	

番号	関連ページ・項目	質問内容	回 答
5	【実施要領】 2ページ目 6.参加表明書等 の提出	参加表明書の提出時以降に協力企業が変更または追加となる場合、提案書に実施体制を表記することで問題ありませんでしょうか。	実施要領の 6 ページ目 13.その他(2)の項目において、「提出書類の 提出後の修正又は変更は、一切認めない。」としていますが、以下の条件の限りで修正又は変更を認めます。 ・協力企業を他の企業と完全に入れ替えることは不可としますが、当 初の企業に追加があり、実施体制がより強化されるような変更につい ては可とします。
6	【実施要領】 4ページ目 8.業務提案書等 の提出-(2)提出 書類及び部数	提案書の様式は自由との記載がありますが、枚数も上限の規定は 無いと理解してよろしいでしょうか。	提案書の様式は、自由です。枚数の上限もありません。 プロポーザルにおいて説明できる範囲の資料とするように留意ください。
7	【実施要領】 4ページ目 8.業務提案書等 の提出-(2)提出 書類及び部数- ②業務の実施方 法及びスケジュ ール	②業務の実施方法および実施スケジュールについては、示されている別紙業務計画書に即したもので実施スケジュールを策定するという 理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、別紙「業務計画書」についてはあくまで目安としますが、各項目の期限(終期)については原則として変更せずにスケジュール案を作成してください。

番号	関連ページ・項目	質問内容	回 答
8	【実施要領】 4ページ目 8.業務提案書等 の提出-(2)提出 書類及び部数- ④その他	「④その他」に記載されている「※プレゼンテーションで説明できる範囲」とはどのような意味でしょうか?本記載の意図をご教示頂ければ幸いです。	当該項目中の「①業務の実施方針」、「②業務の実施方法及び実施スケジュール」、「③業務遂行における工夫点」については必須の提案内容となりますが、プレゼンテーションの制限時間を超過せずに説明できる範囲において、「本業務目的を達成させるために必要と思われる事項」について提案いただくことを想定しています。
9	【実施要領】 7ページ目 プロポーザル選 定基準表	「プロポーザル選定基準表」の中の「企画提案 6)事業内容・スキームの検討 ■整備計画の作成、概算事業費算出、維持管理運営業務の検討手法について記載する。」とありますが、「概算事業費算出」の精度はどの程度でしょうか?「事業費算出」となれば、少なくても「基本設計」は必要かと考えますが、何らかの設計図面は必要となるのでしょうか?	仕様書があっての概算事業費算出ということになりますが、PFI、又はPFIに準拠した事業手法の場合にあっては、一定の「要求水準」を実現するための概算事業費算出を行うことになります。
10	【実施要領】 様式第8号	提案見積書においては年度別内訳を記載する様式となっていますが、業務委託費については年度ごとに支払われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	関連ページ・項目	質問内容	回 答
11	【仕様書】 第2章 全般	本提案内において、委託限度額の範囲で実現可能な業務内容をご提案することは可能でしょうか。	仕様記載項目は、全項目の実施が必須になりますが、令和2年度末における中間報告及び令和3年度中の成果物の完成に至る一連の実現可能な提案をすることはできます。その提案の中では、業務項目ごとの実施内容(あるいは、実施しない内容)に相当の理由があることを審査上のポイントとして採点します。
12	【仕様書】 4ページ目 第2章 2-4 施設の要求 水準整理	「施設の要求水準整理」は、PPP/PFI 事業を見据えた内容を想定されているでしょうか。	お見込みのとおり,PPP/PFI事業を見据えています。 要求水準を整理し,令和3年度のサウンディング調査を行います。
13	【仕様書】 3,4ページ目 第2章 1-3 市民,関係 者等の要望の意 向調査支援	・市民、関係者等の要望の意向調査支援について、市民及び利用者 アンケート、ワークショップの開催の記載があるが、これらの実施者は 市であり、受注者の業務はアドバイスをするという理解でよいでしょう か。	お見込みのとおりです。 「【支援業務】」と記載のある箇所(仕様書第 2 章 1-3, 2-7, 3)については、支援業務は、市が主体となり、費用も市が負担するものです。一連の事業の円滑な遂行を図る観点から、知見のある受注者から助言等を
	Pi調宜又接 2-7 サウンディ ング調査 3.パブリックコメン トの支援	・業務タイトル脇に表記されている「【支援業務】」とは、「貴市が主体となり実施し、業務に係る費用を負担されるもの」と理解してよろしいでしょうか。	

番号	関連ページ・項目	質問内容	回 答
14	【仕様書】 4ページ目 第2章 2-7 サウンディ ング調査	サウンディング調査における、受注者が行う市の事務の支援の内容をご教示ください。	市の事務の支援の内容については、以下のとおりです。 ①令和2年度までにまとまった中間報告に基づいて市が行うサウンディング調査実施に当たっての技術的な助言 ②サウンディング調査実施後の結果とりまとめ(要求水準の見直し箇所の整理) ③その他、受注者との協議により行う支援 特に、②についての支援を充実させることにより、より精度の高い要求水準書の作成につなげることを目標としています。
15	【仕様書】 4ページ目 第2章 3.パブリックコメン トの支援	パブリックコメントの実施にあたり作成する、配付用印刷物の部数目 処をお示しください。	100 冊を予定しています。